

令和4年2月17日

領事メール

【件名】【大使館からのお知らせ】オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第118号：紙媒体による旅行者用PCR検査結果証明書発行の停止等）

【ポイント】

○オマーン保健省は、これまで同省が旅行者に対して発行していたPCR検査の陰性証明書を廃止し、今後は各医療機関でQRコード付きの書類を発行し、結果を「Tarassud+」に登録しなければならない旨発表しました。

○オマーン労働省は、行政機関、その他政府機関及び民間機関に対してコロナ陽性者及び濃厚接触者となった労働者の隔離措置を具体的に求めました。

【本文】

【国内の規制】

1 2月16日、オマーン労働省は、行政機関、その他政府機関及び民間機関に対してコロナ陽性者及び濃厚接触者となった労働者の隔離措置を以下のとおり徹底するように求めました。

（1）ワクチン未接種の濃厚接触者は、無症状の場合7日間の隔離対象となり、8日目にPCR検査を受けなければならない。陰性であれば隔離は終了し、陽性であれば（最初の7日間を含む）合計10日間の隔離対象となる。

（2）ワクチン接種済みの濃厚接触者は、無症状の場合隔離の対象としない。PCR検査をして陽性となった場合は、7日間の隔離、8日目に抗原検査をする必要がある。陰性であれば隔離を終了し、陽性であれば合計10日間の隔離対象となる。

（3）症状がある場合はPCR検査を受けなければならない。陽性であれば7日間の隔離後、8日目に抗原検査を実施し、陰性であれば隔離が終了、陽性であれば合計10日間の隔離対象となる。

（4）症状がなく、旅行等を目的にPCR検査を受け陽性となる場合、72時間の隔離対象となり、その後抗原検査を受け、陰性であれば隔離は終了する。

2 2月9日、オマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会は、国内の感染状況についてコロナ入院者数及びICU対応者数が増加する一方、感染者数は横ばいの安定した状態であると評価し、新たな措置を決定、発表しました（同日付施行）。報道によれば概要

以下のとおりです。

（1）金曜礼拝及び日々の通常礼拝について、感染症対策及び収容人数を50パーセント以下にすることを条件に実施を認める。

（2）行政機関及びその他政府系機関職員の出勤50パーセント制限を撤廃する。

（3）集会所について、ワクチン接種証明書の提示及び感染症対策を条件に、収容人数70パーセント以下での運営を認める。

（4）国際会議及び国内向け会議について、収容人数70パーセント以下での開催を認める。

なお、政府機関及び民間施設（商業施設、レストラン、企業等）への立ち入りに際するワクチン証明書の提示は継続するとし、公共の場及び密閉空間でのマスクの着用、ソーシャル・ディスタンスの確保、密集場所の回避及び手洗いの徹底を求めた。

また、１２歳以上に対する３回目のワクチン接種を呼びかけた。

【出入国関係】

１ ２月１６日、オマーン保健省はこれまで同省が旅行者に対して発行していた PCR 検査の陰性証明書（公印付き）を廃止し、今後は各医療機関で QR コード付きの書類を発行し、結果を健康管理アプリケーション「Tarassud+」に登録しなければならない旨発表しました（以下、同省ツイッターご参照）。

<https://twitter.com/OmaniMOH/status/1493881483391549447/photo/1>

なお、日本国厚生労働省は、日本への帰国・入国に際しては、検疫所へ「出国前 72 時間以内の検査証明書」の提出が必要であり、検査証明書の様式は所定のフォーマットをご使用されるお願いしています（以下、同省HP参照）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

オマーン国内において、日本政府所定のフォーマットによる証明書を発行できる病院は、昨年１１月２３日の領事メールで案内させて頂きましたが、２月１６日、引き続き発行できる旨確認しましたので、お知らせ致します（以下、領事メールご参照）。

<https://www.oman.emb-japan.go.jp/files/100263103.pdf>

２ ２月１０日、オマーン空港は、ホームページにおいて、出入国手続きについて掲載しておりますので、ご参照下さい。

<https://www.omanairports.co.om/news/update-on-travel-restrictions-related-to-covid-19/>

３ １月３１日、オマーン民間航空庁（CAA）は、昨年１２月２６日付けの回章を追って通知があるまで、引き続き有効とするしました（以下、回章内容）。

（１）１８歳以上の者（オマーン国籍を除く）は、オマーン入国に際して、オマーン政府が承認するワクチン（注）の２回接種が義務付ける。

（２）オマーン入国前のPCR検査証明書は、オマーン到着前 72 時間以内に受検したもののみ有効。

（注）2022 年 2 月 10 日現在、オマーン政府が承認しているワクチンは、Pfizer-BioNTech、Oxford-AstraZeneca、AstraZeneca-Covshield、Moderna、Sinovac、Sinopharm、Sputnik V、Covaxin、Johnson & Johnson となっています。

（ご参考：CAA ツイッターリンク）

<https://twitter.com/CAAOMN/status/1475111639653531651>

上記以外の手続きは引き続き以下のリンクが有効としています。

<https://twitter.com/CAAOMN/status/1453301651993923589>

なお、オマーン入国に際する登録サイト「e-mushrif」の URL が変更となり、１月 18 日から、<http://travel.moh.gov.om> となりましたので、ご留意下さい。登録内容は以前から変更はありません。

４ オマーンの健康管理アプリケーション（Tarassud+）に関し、本邦や第３国からオマーンに渡航され長期滞在される方で、オマーン国外で接種されたワクチンの接種

証明の同アプリへの登録については、以下の要領で可能となる旨確認しましたので、お知らせ致します（当館館員が実際に登録済み）。

（１）登録担当部局

オマーン・ワクチン・センター・Tarassud+カウンター(Old Seeb International Airport 内、電話 1 1 4 4)

（２）登録方法

WhatsApp（7 1 5 0－9 3 6 0）により、以下の書類とともに登録を依頼。

・旅券、IDカード、Tarassud+登録携帯電話番号、ワクチン接種証明

なお、現在、多くの依頼を受けており、登録手続きに時間を要しているので、急ぐ場合には同センターを直接訪れ、手続きすることを勧めるとのことでした。

（３）受付時間

日曜から金曜日の午前 8 時から午後 2 時まで

【感染状況】

1 過去 1 週間のオマーン保健省の発表を取りまとめると、2 月 1 0 日に 2, 0 6 4 件、1 1 日に 1, 2 9 5 件、1 2 日に 1, 3 4 2 件、1 3 日に 1, 9 7 9 件、1 4 日に 1, 5 1 1 件、1 5 日に 1, 4 3 0 件、1 6 日に 1, 4 4 0 件の新規感染を記録し、1 6 日までの累積感染症例数は 3 7 2, 0 6 0 件（死亡件数は 4, 2 2 5 件、治癒件数は 3 4 9, 6 6 6 件、治癒率 9 4. 0 %）、1 6 日の入院件数は 3 4 0 件（新規 7 9 件、ICU 7 2 件）です。

2 ご自身の健康とオマーン国内での感染拡大防止のため、外出時にはマスク着用を忘れずに（公共の場でのマスク不着用に対する罰金は 1 0 0 オマーン・リヤル）、十分な感染予防に引き続き努めてください。

（新型コロナウイルスの感染・疑いがある場合は、必ず当館までご一報ください。）

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

（問い合わせ先）

在オマーン日本国大使館領事班

－住所：Villa No. 760、Way No. 3011、Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street、Shati Al-Qurum

－電話：（+968）24601028

－FAX：（+968）24698720

－ホームページ：https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>